

※裏面の説明をよくお読みいただき、お申込みください。

名古屋市本人通知等制度事前登録申請書

年 月 日

（宛先）名古屋市 区長

名古屋市住民票の写し等の交付に係る本人通知等制度に関する要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

申請者（通知を希望する方）の氏名	フリガナ	連絡先	
生 年 月 日	年 月 日		
現 住 所	〒 ー		
住 所 （通知対象）	（１）上記現住所に同じ （２）その他		
本籍／筆頭者 （通知対象）			

申 込 者	現住所	（１）上記現住所に同じ （２）		
	氏 名	（１）上記氏名に同じ （２）	連絡先	
申込者の区分		1 本人 2 法定代理人 3 代理人		
○法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。				
法定代理人の区分		1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人		

注 1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注 2 次の書類を提示し、又は提出してください。

- （１）あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
- （２）あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- （３）あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状と委任者の本人確認書類（委任者の本人確認書類のみコピー可））

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付・入力	本 人 等 の 確 認 書 類		登録開始日
	☐ 本人 ☐ 代理人 ☐ 法定代理人	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他（ ）	年 月 日

【名古屋市住民票の写し等の交付に係る本人通知等制度について】

1 本人通知等制度とは

この制度は、名古屋市において、事前登録をした者（以下「登録者」という。）が通知の対象とした住民票の写し等（注1）を、本人等（注2）の代理人又は第三者（注3）に交付した場合に、その事実を通知し、登録者の申請により、その事実について証明（注4）するものです。なお、登録者と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていなければ通知の対象とはなりません。

（注1） 住民票の写し等とは、住民票の写し、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書及び除票記載事項証明書（いずれも本籍又は国籍・地域の記載がされたものに限る。）、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し、戸籍（除籍を含む。）全部（個人・一部）事項証明書、謄抄本、記載事項証明書、戸籍電子証明書提供用識別符号をいいます。

（注2） 本人等とは、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の場合は登録者本人又は同一の世帯に属する方、住民票の除票の写し又は除票記載事項証明書の場合は登録者本人、戸籍関係は戸籍に記録又は記載されている方又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属の方をいいます。

（注3） 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。

（注4） 証明書に記載される内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、その種類及び通数、交付請求者の区別並びに当該交付請求者が登録者の代理人である場合はその氏名及び住所です。申請は通知を受けてから60日以内に限られます。交付1件につき手数料300円が必要です。

2 事前登録について

（1）登録の申込み受付は、住民登録地（名古屋市でない場合は本籍地）の区役所市民課（支所を置く区においては、区役所市民課又は支所区民生活課）で行います。ただし、受付をした日の翌日（翌日が名古屋市の休日の定める条例第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは市の休日の翌日）が開始日となります。開始日以降の住民票の写し等の交付が通知の対象となります。

（2）郵便又は信書便による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合に行うことができます。

①登録を希望される方が疾病等により直接窓口へ申込みをすることができないとき

②他の市区町村に居住しているとき

（3）住所の異動や戸籍の届出により、事前登録した内容に変更が生じたときは、**登録者から住所の異動や戸籍の届出とは別に本制度の変更の届出が必要**となりますのでご注意ください。変更の届出がない場合は、登録を廃止する場合もあります。また、登録の廃止を希望される場合は、廃止申請の届出が必要です。なお、届出がない場合でも、登録者が死亡、失踪宣告又は居所不明等により住民票が消除されたときは事前登録を廃止します。

3 その他

（1）住民票の写し等を交付した**第三者などの個人に関する情報は通知・証明されません**（登録者の代理人を除く。）。本制度の証明書の記載事項以外の内容について確認が必要な場合には、「個人情報保護に関する法律」に基づく開示請求制度があります。ただし、開示請求を行った場合でも、即日の開示及び第三者に関する個人情報の開示はできませんので、あらかじめご了承ください。

（2）本制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とするものです。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意のうえ、お申込みください。